

道央廃棄物処理組合財産条例

(平成26年4月11日条例第22号)

財産の取得、管理及び処分に関しては、別に定めがあるものを除くほか、千歳市財産条例（昭和39年千歳市条例第21号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「本市」及び「市」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。